

企業透明化法(Corporate Transparency Act):2025年1月1日に迫る提出期限に向けて、準備はお済みですか？

メーガン・L・ジョーンズ、クリストファー・H・パティ、アンドリュー・J・ワイナー、デイヴィッド・G・キーコ、ロバート・B・ロビンズ、デボラ・S・ソーレン - ピーデン、ステイシー・D・イー、ブライアン・H・モンゴメリー

- 実質的所有権情報(Beneficial Ownership Information)に関する報告書は、金融犯罪取締ネットワーク(Financial Crimes Enforcement Network、以下 FinCEN)を通じて電子的に提出する必要があります。
- 実質的所有者又は会社設立申請者として報告が必要な個人は、FinCEN ID 番号を申請する必要があります。
- 企業透明化法に故意に違反した場合、1日あたり500ドルの罰金や、場合によっては懲役刑が科される可能性があります。

2024年1月1日に施行された連邦企業透明化法(Corporate Transparency Act、以下「CTA」)は、施行日現在で存在する事業体における初回報告書の提出期限を2025年1月1日と定めています。2024年第4四半期に入り、かかる提出期限が迫っています。これまで多くの企業は、この法律の有効性が否定され、内容が明確化され、又は期限が延長される可能性を考慮してその動向を見守り、あるいは単に期限の到来を待つことを選択してきました。しかし、米国で設立され、又は米国で事業を行う資格を有する企業にとっては、提出義務の有無を確認し、提出が必要であれば実質的所有者を特定の上、その氏名や個人情報の収集を開始すべき時期に差し掛かっています。

CTAにより、米国で設立又は登録された合同会社(LLC)、株式会社、有限責任組合(Limited Partnership)その他の事業体は、その実質的所有者に関する詳細な情報を米国財務省の一部門である連邦金融犯罪取締ネットワーク FinCEN に対して提出することを義務付けられています。2024年1月1日以降に設立された事業体については、設立又は登録に関与した個人(company applicants、以下「会社設立申請者」)に関する情報も必要となります。米国で事業を行うために登録を受けた外国法人及びそのアメリカ子会社も、実質的所有者に関する情報を提出する必要があります。これらの規制は、多くの小規模企業だけでなく、一部の大企業にも適用され、親会社及び子会社も適用対象となります。また、ジョイントベンチャーの場合は特に規制が複雑になる可能性があります。これらの規制は複雑であいまいであり、かつ過度ではありませんが、適用可能性のある例外規定も多く存在します。

CTA に対しては、連邦裁判所において複数の訴訟が提起されています。現在までに判決が下されたのはアラバマ州北部地区裁判所における National Small Business United v. Yellen の1件のみであり、CTA は違憲であるとの判断が示されました。ただし、本件は控訴されており、かつ、判決の適用範囲は当該事件の原告に限られています。連邦議会では、実質的所有者情報(Beneficial Ownership Information、以下、「BOI」)報告書の提出期限を2025年1月1日か

ら 2026 年 1 月 1 日まで延長する法案が提出されていますが、これらの動きによって実際に期限が延期されるか否かは不透明な状況です。FinCEN の見解によれば、アラバマ州連邦裁判所による差止めの対象となる特定の個人や事業体を除いて、報告義務のある事業体（以下「報告法人」）は、現行の規制に基づき引き続き実質的所有者に関する報告書を提出する義務があります。

CTA 及び BOI に関する報告手続の概要は以下のとおりです。

2024 年 1 月 1 日より前に設立された事業体は、2024 年 12 月 31 日までに BOI 報告書を提出する必要があります。2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間に設立又は登録された事業体は、設立から 90 日以内に BOI 報告書を提出する必要があります。2024 年 12 月 31 日より後に設立又は初めて登録された事業体は、その後 30 日以内に提出する必要があります。報告書は、FinCEN を通して電子的に提出します。

報告法人は、BOI 報告書において実質的所有者の個人情報提出する必要があります。具体的には、実質的所有者の住所、生年月日、運転免許証又はパスポート（及びその写真）の写し、並びに雇用主識別番号 (EIN) 又は社会保障番号 (SSN) の提出が必要となります。これらの個人情報の代わりに、当該個人の FinCEN ID (下記ご参照) を提出することも可能です。報告法人は、これらの情報を実質的所有者から収集する必要があります。CTA による「実質的所有者」の定義は非常に広範であり、これには(1)報告法人の所有権の少なくとも 25%を直接的又は間接的に所有又は支配する個人、及び(2)報告法人に対して「実質的な支配力」を持つ個人（当該個人が報告法人の所有権を持たない場合も含みます。）が含まれます。CTA による規制内容の詳細と FAQ は公表されていますが、これは CTA に広範かつ過度に干渉的な権限を与えかねないものであり、BOI 報告の要否に係る判断プロセスを複雑化するものとなっています。

CTA 上の報告義務には複数の例外があります。20 人超のフルタイム従業員を雇用していること、前年の納税申告で 500 万ドル超の売上を報告していることなどの条件を満たす会社は、大規模事業会社の例外に該当する可能性があります。また、特定の規制対象業種や非営利団体も免除の対象となる場合があります。いずれにせよ、CTA による規制内容は非常にテクニカルであり、慎重な分析が必要となります。

実質的所有者や会社設立申請者として報告の対象となる個人の方には、FinCEN ID 番号の申請を行うことを推奨しています。ID の申請にあたっては、写真付きの運転免許証又はパスポートの写しを FinCEN にアップロードし、住所と生年月日を入力する必要があります。申請を受けて、FinCEN は 12 桁の識別番号である FinCEN ID を発行します。FinCEN ID があれば、当該個人は FinCEN ID のみを報告法人に提供すれば足り、BOI 報告書に記載すべき個人情報を提供する必要がなくなります。FinCEN は申請方法についての[手順](#)を公開しています。

CTA に基づき開示した情報は一般公開はされませんが、米国財務省及び連邦法執行機関はこれらの情報にアクセスすることができます。また、その要求に応じて、州や地方、外国の政府機関（税務当局を含みます。）及び（報告法人が同意した場合には）レンダーに提供される可能性があります。

当事務所は、CTA の要件に関する追加情報を掲載した [CTA リソースセンター](#) を開設しました。また、[FinCEN](#) も CTA に関するリソース、FAQ 及びコンプライアンスガイドを掲載したページを作成しています。

貴社にも BOI 報告書の提出が必要な事業体が存在する可能性がありますので、ご確認ください。BOI 報告書の提出用ポータルサイトは、[こちら](#)からアクセスできます。報告書の提出にあたっては、CSC や CT Corporation などの外部ベンダーを利用することもできます。

提出書類の作成に関するご依頼、その他お問い合わせは、貴社における当事務所の担当弁護士または下記担当弁護士へお問い合わせください。CTA のルールは非常に専門的であり、BOI 報告書の提出にあたって必要な情報を収集するには一定の時間を要する可能性があります。年末に差し掛かれば 2025 年 1 月 1 日までに報告を完了することが難しくなるため、直ちに報告義務の有無を確認し、必要な情報の収集を開始することを強くお勧めします。

本稿の原文(英文)につきましては、[Corporate Transparency Act: Is Your Company Prepared to Meet the Deadline for Filing on January 1, 2025?](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Megan L. Jones

megan.jones@pillsburylaw.com

Christopher H. Patay

christopher.patay@pillsburylaw.com

Andrew J. Weiner

andrew.weiner@pillsburylaw.com

David G. Keyko

david.keyko@pillsburylaw.com

Robert B. Robbins

robert.robbins@pillsburylaw.com

Deborah S. Thoren-Peden

deborah.thorenpeden@pillsburylaw.com

Stacie D. Yee

stacie.yee@pillsburylaw.com

Brian H. Montgomery

brian.montgomery@pillsburylaw.com

ジェフ・シュレップファー (日本語版監修)

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

村尾侑己 (日本語版作成協力)

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア (日本語対応可)

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.
© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.